

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 28 日現在

機関番号：35405

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25381055

研究課題名(和文) 19世紀ロンドン大学の学士課程教育と学位試験に関する研究 - 大学間連携による質保証

研究課題名(英文) A Historical Study on the Federal Principle on Degree Examinations in the Nineteenth Century University of London

研究代表者

中村 勝美 (Nakamura, Katsumi)

広島女学院大学・人間生活学部・教授

研究者番号：40310924

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：学位授与における連合制原理とは、複数の教育機関が連合し、共通のシラバスや基準に基づいて学位試験・授与を行うことをいう。

1836年、学位試験・授与を行う試験機関としてロンドン大学は設立された。ロンドン大学の特色は、第一に、いち早く宗教や性別による差別を排し、近代的科目を取り入れた先進性、第二に、イギリスならびに大英帝国全土にわたり、地方カレッジで学ぶ学生や独学者など、これまで大学教育にアクセスできなかった階層に幅広く学位取得の機会を提供したことである。第三に、学位授与権をもたない地方カレッジのモデルとなり、イギリス国内のみならず大英帝国において学位の質・水準を保障する役割を果たしたことである。

研究成果の概要(英文)： The federal principle in higher education, the separation of teaching from examining, originated in the English collegiate universities.

The University of London was founded in 1836 by the Government as an examining body chartered to award degrees to candidates without any religious discrimination. The London syllabus brought a range of new subjects into the scope of university education for the first time, particularly natural sciences and modern languages and in 1878 the examinations were open to women. Many aspects of the University of London became model for the provincial university colleges developed in the late 19th century. Federation and the external examination system had played a major role as a means of quality control in the 19th century English universities.

研究分野：教育史

キーワード：学士課程教育 ロンドン大学 19世紀イギリス 学位 大学改革 学位試験

1. 研究開始当初の背景

わが国において本格的な大学改革の時代が幕開けして、20年以上の月日が経過した。1987年設置の大学審議委員会が次々と答申を出し始めた1990年以降、18歳人口の減少による大学淘汰が現実のものとなり、改革の必要性に対する大学関係者の認識が高まった。なかでも1991年の答申「大学教育の改善について」が与えた影響は大きく、大学設置基準の大綱化・自由化により、4年間の学部教育をどのように編成するかは各大学の自由に委ねられ、学部・学科の名称についても自由化が進んだ。

大学教育の多様化・自由化は一方で、教育水準・質低下を招く。このため大学教育の質保証の装置として、自己点検・評価、さらには認証評価と呼ばれる機関評価の制度が具体化された。しかし、市場化を通じた改革手法のみでは、教育の質向上について十分な成果は期待できない。現在、目先の学生確保が優先されることにより、大学の出入口での質保証が曖昧になり、学位の国際的通用性が失われることが懸念されている。わが国の大学教育の課題は、一人ひとりの学生が受けた学士課程教育の質と到達度を評価するシステムを確立することといえよう。

2008年の答申「学士課程教育の構築に向けて」も指摘している通り、高等教育の質・水準保証のためには、大学が自律的な知的共同体を形成し、大学間の連携や大学団体等を育成することこそ喫緊の課題である。

日本の大学の多くは卒業認定に際し、単位制にもとづくいわゆる課程主義を採用している。しかしながら、個々の教師の裁量による成績評価には必ずしも客観的水準があるとはいえず、実態は履修主義に近い。対照的に、修得主義の立場に立つイギリスの大学は、厳格な最終試験によって学位認定を行っており、他大学から学外試験委員を招聘するなど、教育の水準・質の保証に努めてきた。

なかでも、学位試験・授与機関として独自の発展を遂げてきたロンドン大学は、日本の学位授与機構のモデルの一つでもある。

2. 研究の目的

ロンドン大学が大英帝国の学位試験・授与機関として、1858年以降、どこでどのように学んできたかを問わず、あらゆる人々に(1878年より女性にも学位授与開始)学位試験を開放したことは、よく知られている。しかし、ロンドン大学関係者にとって教育と試験の分離は長年の懸念であり、長い論議の末、ロンドン大学が1898年ロンドン大学法、1900年同学則により、従来の学位試験・授与機関としての機能を維持しつつ、「教育機能を有する大学(Teaching University)」へ再編されたことは、個別教育機関の歴史のなかで触れられる程度で、その歴史的意義は十分に明らかにされているとはいえない。本研究の目的は、現代における大学教育の質・水

準保証という観点から、ロンドン大学の構成するカレッジ間連携の成立と展開を詳らかにし、その歴史的、今日的意義を明らかにしようとするものである。時期的には学位試験・授与期間が成立した1850年代から、20世紀初頭までを対象とする。

3. 研究の方法

本研究は文献研究の方法により、3年間にわたって実施した。平成25~27年度はロンドン大学文書館、パーミンガム大学文書館で資料収集を行い、研究協力者から研究計画のレビューを受けた。

研究課題は以下の二点である。

(1) イングランドの大学の学位授与における「連合制原理」の起源と実態を明らかにする。

(2) 19世紀末ロンドン大学改革について分析し、「試験」と「教育」の機能分離の持つ歴史的意義と限界について明らかにする。

4. 研究成果

(1) イングランドの大学の学位授与における「連合制原理」の起源と実態について

学位授与における連合制原理とは、複数の教育機関が連合し、共通のシラバスや基準に基づいて学位試験および学位授与を行うことを言う。

イングランドにおいて、このような学位授与方式が発展したのは、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学という学寮制大学の伝統に負うところが大きい。カレッジ(学寮)とは本来、貧困学生に職住を提供する慈善施設として国王や高位聖職者の寄付により創設された寮であるが、しだいに固有の財産を蓄積し独自の規約に基づいて、教育機能を取り込みながら発展した。結果的に、学位授与権を有する大学は、これらカレッジの連合体としての側面を強めていった。このようにして、学生教育を行うカレッジ、学位試験・授与の実施期間としての大学という機能分化が生じた。

従来、学位試験は討論裁定を中心とする口述試験であったが、18世紀初頭にケンブリッジ大学で開始されたセニトハウス試験において筆記試験が導入された。筆記試験によって、多数の志願者が受験することが可能となった。

連合制による学位試験・授与の方法には、学寮制大学型(ケンブリッジ、オックスフォード)、ロンドン大学型、ヴィクトリア大学型(ウェールズ大学等)の3つの類型がある。1858年から1898年までのロンドン大学は、純粋な試験委員会であり、個々の教育機関とは何の関係ももたなかった。一方、ヴィクトリア大学もまた、オウエンズ・カレッジ(マンチェスター)の学位授与機関として設置されたが、リバプール・ユニヴァーシティ・カレッジ、ヨークシャー・カレッジ(リーズ)とともに、連合制大学を形成した。学

位は正式な構成カレッジで大学教育を受けた学生にのみ授与され、構成カレッジの教師はカリキュラムや試験シラバスの作成や試験の実施に直接、関与できるといふ相違点があった。

ロンドン大学学位試験の特色は、第一に、いち早く宗教や性別による差別を排し、近代的科目を取り入れた先進性にある。第二に、地方試験センターを設置し、学位授与権をもたない地方カレッジで学ぶ学生や独学者に受験料納付のみで受験資格を与え、これまで大学教育にアクセスできなかった階層に幅広く学位取得の機会を提供したことである。第三に、設立間もないカレッジに対し、直ちに学位授与権を与えるのではなくロンドン大学の傘下のもとで教育活動に従事させることによって、イギリス国内のみならず大英帝国において学位の質・水準を保障する役割を果たしたことである。

図1はロンドン大学学位試験のうち、入学登録試験受験者数を示したものである。

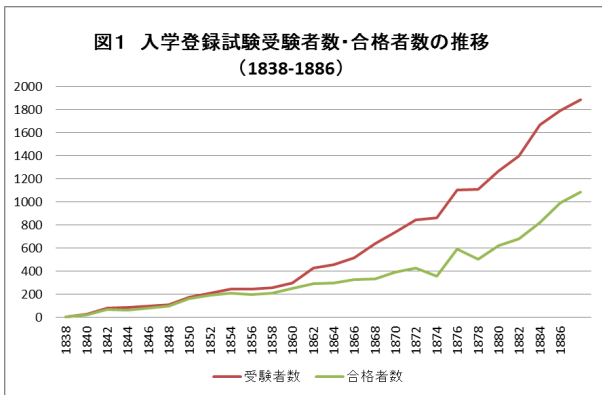
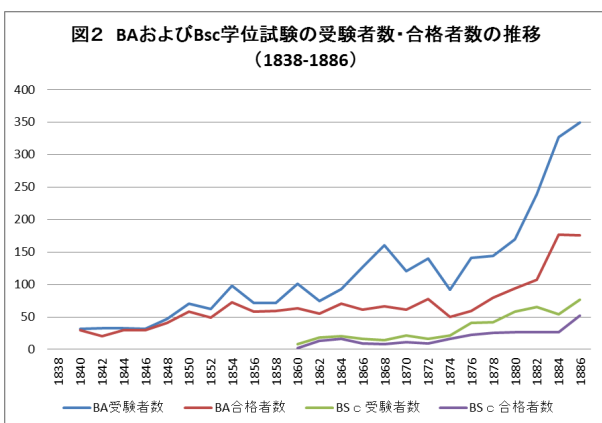


図2はBA（人文学）およびBSc（理学）の学位試験受験者数である。



（出所：図1・2ともに Parliamentary Papers, Report of Royal Commission to Inquire Whether Any and What Kind of Powers is or are Required for the Advancement of Higher Education in London, 1889. Appendix no.17 より作成）

ロンドン大学学位がカレッジとの提携関係を解消し、学位試験を開放した1858年以降、入学登録試験、学位試験ともに受験者数が増加しているが、合格率は低下した。また、

入学登録試験の合格者数に対して、学位試験受験者数は半分程度である。ロンドン大学の学位取得の難易度の高さは、質・水準管理が厳格であったことを示すと同時に、地方カレッジが独自の学位授与権を求めて大学昇格運動を開始する要因となった。

（2）「試験」と「教育」の機能分離のもつ歴史的意義

ロンドン大学の学位試験で最大の成功をおさめたのは、入学登録試験である、この試験はオックスフォード、ケンブリッジの両大学が1850年代に開始した地方試験とならんで、中等教育修了時の試験として利用され、「大学進学が望めない数多くの少年たちが受けてきた人文学および科学教育の結果を試験し、記録する役割」を果たした。19世紀半ばのイングランドの中等教育は国家による介入が最小限にとどめられており、教育内容や水準において多様な学校が存在した。試験の合格者数は、これら中等学校の教育の質を表す指標として利用されたのである。

イングランド及びウェールズにおいて、1849年から1949年までに設立され、のちに大学に昇格したすべての高等教育機関は、その草創期にロンドン大学の学位試験を利用している。

図3に示したように、ロンドン大学のシラバスは、1836年から1898年までの間、1858年のBSc（理学学位）導入を除いて、ほとんど試験科目に変更がなく、人文学から自然科学にわたる幅広い教科が必修とされていた。地方カレッジの多くは、所属する学生に学位取得の機会を確保するため、ロンドン大学学位試験受験のための教育課程を編成した。その結果、技術カレッジとして誕生した地方カレッジにおいても、人文学部門を整備する必要が生じ、このことは本来のカレッジの使命や性格を変質させる一因となった。

図3 ロンドン大学の学士課程（人文学）

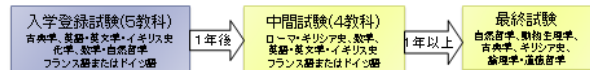
▶ ロンドン大学創設当初(1837年):必修制

▶ しかなる「アラカルト・メニュー」も排除。自然科学偏重との批判もあったが、その後20年間ほとんど変更なし。

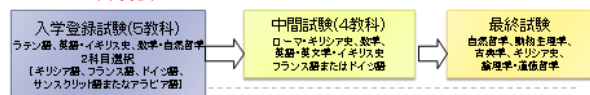


▶ 帝国の学位授与機関へ(1858年):BSc導入により人文学と科学を分離

▶ 教育証明を廃止した代わりに、学位試験を2分割(総論的学習を促す)



▶ 1880年代以降:試験科目の多様化、部分的に選択制導入



（出典：筆者作成）

国家主導で設置された試験機関としてのロンドン大学は、国家による効率的かつ安価な学位の水準・質保証の手段であった。新大

学はカレッジとして設立され、既存のあるいは新しい連合制大学の一員としてスタートすることが慣行化した。こうしたなか、1900年、パーミンガム大学が初めて単独で学位授与権を与えられ大学へ昇格したのである。パーミンガム大学では、商学や鉱山学など地域のニーズに応じた学位課程が新設された。また、学位授与については、試験の成績だけでなく、学位試験の成績にコースワークの評価が加算されることが正式に定められた。

パーミンガム大学の成立過程から、連合制大学の意義と同時に問題点が明らかになる。

連合制大学においては、教育と試験を分離することによって、試験委員が大学教育の到達基準を定め、厳格な評価を可能にし、その結果大学教育の水準を維持することが可能である。こうした方法は、大学教育の揺籃期には学位の質を保つうえで重要な役割を果たす。しかし、実際に学生教育に携わる教師が、試験の実施（試験シラバス・問題作成や評価）に関与しないことは、教育機関の成熟に伴い問題化する。また、学位取得の可否が1回限りの学外試験のみによって左右されることは必ずしも公正とはいえない。学生にとっては、日頃の学習成果が考慮されず、詰め込み教育の助長などの弊害が生じるからである。

ロンドンのカレッジ、とりわけユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン（UCL）とキングズ・カレッジの教師たちは、1880年のヴィクトリア大学の創設を契機として、試験と教育の分離に異議を唱え、「教育機能を有する大学」設置へ向けて運動を展開した。個々の教育機関が大学運営、とりわけ教育課程の編成に関与できず、教育の自由が存在しないことは、ロンドンの教師にとって深刻な問題となりつつあった。イングランドの大学においても、研究理念が浸透しつつあり、旧式な学士課程と最先端の教育研究との間の亀裂は時間の経過とともに埋めようのないものとなった。

ロンドン大学の改革には、卒業生団体、ロンドンの医学校、地方カレッジなど多様な利害関係者が存在し、3度の議会調査を経てようやく、1898年、ロンドン大学は学外者への試験機関としての機能を維持しつつ、「連合制大学」へと再編された。

1900年のパーミンガム大学の学位授与権の認可以降、19世紀に誕生したユニヴァーシティ・カレッジは続々と大学昇格を果たす。一方、中等教育においても、1902年教育法および1904年中等学校規則によって、公立中等学校の整備が進められることとなった。

イングランドにおいては大学教育、中等教育のいずれも未整備で混沌とした状況下においては、権威ある大学が実施主体となる学外試験の利用は、個々の教育機関の水準を対外的に示し、大学教育あるいは中等教育の質保証という点において有効であった。しかしながら、教育機関や制度が成熟期に入る世紀

転換期においては、学外試験の弊害が次第に強く意識されるようになり、内部質保証へと転換するといえよう。

中等教育においては、大学が創設した団体による学外試験の伝統がより強固であった。中等学校の多くは国家統制の強い初等学校との差別化から、大学との連携を志向したのがその一因である。しかしながら、次第に学校内での日常的な評価や査察による質保証が一般化する。中等学校試験については、今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4 件)

中村勝美、「19世紀イングランドにおける大学改革と教養教育をめぐる論争」、『大学史研究』査読有、25号、2013年、4-13頁。

中村勝美、「大学の歴史を大学教育の視点から考える - イギリスの大学教育から」、『日本の教育史学』査読有、第57集、2014年、128-133頁。

中村勝美、「イングランドの大学における連合制原理に関する歴史的考察」、『広島女学院大学人間生活学部紀要』査読無、2号、2015年、71-76頁。

中村勝美、「イギリスにおける市民大学の誕生と学士課程教育の理念 - パーミンガム大学の成立過程を中心に」、『広島女学院大学人間生活学部紀要』査読無、3号、2016年、39-47頁。

〔学会発表〕(計 4 件)

中村勝美「大学の歴史を大学教育の視点から考える - イギリスの大学教育から」教育史学会、2013年10月13日、福岡大学（福岡県福岡市）

中村勝美「19世紀末ロンドン大学における学士学位試験改革」教育史学会、2014年10月4日、日本大学文理学部（東京都世田谷区）

中村勝美「イギリス中等教育における学外試験の成立過程 - 大学による試験機能拡張の視点から」日本高等教育学会、2015年6月27日、早稲田大学（東京都新宿区）

中村勝美「イギリスにおける市民大学の誕生と学士課程教育の質保証 - 1900年パーミンガム大学成立過程を中心に」教育史学会、2015年9月27日、宮城教育大学（宮城県仙台市）

6. 研究組織

(1)研究代表者

中村 勝美 (NAKAMURA, Katsumi)

広島女学院大学・人間生活学部・教授

研究者番号：40310924